

【参考②】健全化判断比率等の対象について

		具体的な会計名及び団体名		<地方公共団体財政健全化法>		参考：旧制度
平内町	一般会計	○ 平内町一般会計		実質赤字比率		実質赤字比率
	一般会計等	○ 平内町公共用取得事業特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	
特別会計	うち公営企業会計	○ 平内町国民健康保険特別会計		将来負担比率	資金不足比率	不良債務
		○ 平内町介護保険特別会計				
		○ 平内町後期高齢者医療特別会計				
		【法適用】				
		○ 平内町水道事業会計				
		○ 平内町国民健康保険平内中央病院事業会計				
		【法非適用】				
		○ 平内町公共下水道事業特別会計				
		○ 平内町農業集落排水事業特別会計				
		○ 平内町漁業集落環境整備事業特別会計				
		○ 平内町特殊索道事業特別会計				
	公営事業会計					
一部事務組合・広域連合		<ul style="list-style-type: none"> 青森地域広域事務組合 青森県市町村総合事務組合 青森県市町村職員退職手当組合 青森県後期高齢者医療広域連合 青森県交通災害共済組合 				
地方公社・第三セクター等		<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 				

※一般会計等を主とした指標から、他の公営事業会計や関係的一組、三セク等を含めた包括的な指標を用いることで、その地方公共団体の全体的な財政状況を把握できる

※公営企業会計ごとに算定
不良債務